

## 箕面市告示第355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月25日

箕面市長 原 田 亮

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

KOHYO 小野原店

大阪府箕面市小野原東六丁目2番1

#### (2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更

(株式会社光洋)

(変更前) 代表取締役 平田 炎

(変更後) 代表取締役 西峰 泰男

#### (3) 変更年月日

令和7年4月18日

### 2 届出年月日

令和7年12月22日

### 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

#### (1) 縦覧の期間

令和8年1月13日から令和8年5月13日まで

(市役所開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで)

#### (2) 縦覧の場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所

本館2階 地域創造部 広域商工課

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

4 意見書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 広域商工課

TEL(072)724-6727